



長野県報

7月6日(月)
令和2年
(2020年)
第120号

目 次

告 示

卸売市場法に基づく地方卸売市場の認定（農業政策課農産物マーケティング室）	1
保安林予定森林にする旨の通知（6件）（森林づくり推進課）	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	3

公 告

建築基準法に基づく公開による意見の聴取（建築住宅課）	3
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	4
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	4
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施（2件）（生活安全企画課）	4
特定調達契約に係る一般競争入札（産業技術課）	6

告 示

長野県告示第326号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定しました。

令和2年7月6日

長野県知事 阿部 守一

1 開設者の名称及び住所

- (1) 名称
有限会社東信中央園芸市場

- (2) 住所
上田市常磐城1662-1

2 地方卸売市場の名称

東信中央園芸地方卸売市場

3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

- (1) 位置
上田市常磐城1662-1

- (2) 取扱品目
花き

4 認定年月日

令和2年6月25日

長野県告示第327号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年7月6日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上田市東内字上日向2310、2311の1、2311の2、2312、2317

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

農業政策課農産物マーケティング室

長野県告示第328号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年7月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
伊那市長谷中尾42の294、42の297、42の303、42の304、112の6、113から115まで、120の1から120の5まで、121、122、124
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第329号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年7月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
千曲市大字上山田字和合3638の1（次の図に示す部分に限る。）、3635-イ、3637
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第330号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年7月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡壳木村45の196、45の201、45の599
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
45の599
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び壳木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第331号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年7月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
東筑摩郡生坂村大字東広津12453の1、12455の1、12456、12457の1、12457の2、12458から12460まで、12461の1、12461のイ、12462から12465まで、12492、12538
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第332号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）

第30条の規定により告示します。

令和2年7月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
北安曇郡小谷村大字中土字日向平908から911まで、912のイ、912のロ、915のイ、915のロ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年7月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年7月6日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下条米川飯田線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
下伊那郡下條村陽臥2483番地先から 下伊那郡下條村陽臥2483番地先まで	旧	4.5～5.9	0.0344
同上	新	4.5～8.4	0.0344

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年7月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年7月6日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1 路線名 下条米川飯田線
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡下條村陽臥2483番地先から
下伊那郡下條村陽臥2483番地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和2年7月6日

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

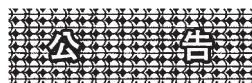
その関係図面は、告示の日から令和2年7月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年7月6日

長野県安曇野建設事務所長 飯森正敏

- 1 路線名 大町明科線
- 2 供用を開始する区間
安曇野市明科七貴4131番の1地先から
安曇野市明科七貴4617番の15地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和2年7月6日

道路管理課



公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

令和2年7月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 建築物の建築の計画

- (1) 建築場所
北佐久郡軽井沢町大字長倉字小谷ヶ沢2139-681、2139-682、2139-683、2139-684、2139-685、2139-687、2139-688、2139-689、2139-690、2139-691、2139-696、2139-697、2139-699、2139-700
- (2) 建築主氏名
株式会社T8 代表取締役 戸田成郎
- (3) 用途地域
第一種低層住居専用地域
- (4) 敷地面積
10,892.33平方メートル
- (5) 主要用途
保養所
- (6) 構造及び階数
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造